様式第一（第六条関係）

年　　月　　日

内閣総理大臣　殿

特許出願人の氏名
（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

特許出願人の住所又は居所
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

特許出願を維持する場合の提出書

（文書発簡番号）第　　号（　年　月　日）により通知された特願＿＿＿＿＿＿＿＿について、特許出願を維持するので、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第６７条第１０項の規定により、同条第９項第１号から第３号までに掲げる事項について、以下のとおり記載して提出します。

１　特許出願人に関する事項

（１）　特許出願人における保全対象発明となり得る発明に係る情報管理状況

項　目	チェックボックス	備　考（該当していない場合はその理由及び今後の予定を記載）
一　組織的な情報管理に関する措置の状況		
イ　保全対象発明となり得る発明に係る情報（以下この様式において「発明に係る情報」という。）を取り扱う者（以下この様式において「情報取扱者」という。）を適正に管理するとともに、発明に係る情報の漏えいを防止するための措置の適切な実施を一元的に管理する責任者（以下この様式において「情報管理責任者」という。）を指名しているか。	□	
ロ　情報管理責任者及びその他の情報取扱者の責務及び業務を明確にしているか。	□	
ハ　情報管理責任者及びその他の情報取扱者並びにこれらであった者の氏名その他発明に係る情報を適正に管理するのに必要な情報を記載した管理簿を整備しているか。	□	
ニ　発明に係る情報を営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項に規定する営業秘密をいう。）として取り扱っているか。	□	
ホ　発明に係る情報の管理に関する措置を適切に講ずるため、発明に係る情報の適正管理に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行っているか。	□	
ヘ　発明に係る情報の漏えいが発生し、又は発生するおそれがある場合における事務処理体制を整備しているか。	□	
二　人的な情報管理に関する措置の状況		
イ　情報取扱者の範囲を必要最小限にとどめているか。	□	
ロ　情報取扱者を追加するときは、あらかじめ、その者について、情報管理責任者に発明に係る情報を漏えいさせるおそれがあるか否かについての確認を行わせ、そのおそれがあると認められる場合は、発明に係る情報を取り扱わせないこととしているか。	□	
ハ　情報取扱者に対して、項目一　ホの規程を遵守させるための措置を講じているか。	□	
ニ　情報管理責任者に他の情報取扱者に対する必要な教育及び訓練を行わせているか。	□	
三　物理的な情報管理に関する措置の状況		
イ　発明に係る情報を取り扱い、又は発明に係る情報が記録された文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）若しくは物件若	□	